(事務の委任)

|第1条 神奈川県ふぐ取扱い及び販売条例(昭和34年神奈川県条例第26号。以|第1条 神奈川県ふぐ取扱い及び販売条例(昭和34年神奈川県条例第26号。以 下「条例」という。)に基づく次に掲げる事務(横浜市、川崎市、相模原市、 横須賀市、藤沢市、茅ケ崎市及び寒川町の区域内における事務を除く。)は、 保健福祉事務所長に委任する。

 $(1)\sim(3)$ (略)

(削除)

(削除)

(削除)

(4) 条例第16条第1項の規定により、ふぐ営業の廃止の届出及び認証書の返 納を受理すること。

(削除)

- (5) 条例第17条第1項の規定により、必要な報告を求め、及び当該職員をし て条例第8条の規定により認証を受けた営業の施設(以下「認証施設」と いう。) その他の場所の立入検査を させること。
- (6) 条例第19条第2項の規定により、営業者 の承継の届出を受理すること。
- (7) 条例第21条第1項の規定により、必要な措置をとることを命じ、認証を 取り消し、及び業務の停止を命ずること。

(削除)

(削除)

第2条 (略)

(事務の委任)

下「条例」という。)に基づく次に掲げる事務(横浜市、川崎市、相模原市、 横須賀市、藤沢市、茅ケ崎市及び寒川町の区域内における事務を除く。)は、 保健福祉事務所長に委任する。

 \Box

 $(1)\sim(3)$ (略)

- (4) 条例第14条の規定により、ふぐ加工製品の取扱い等の届出を受理するこ
- (5) 条例第15条の規定により、ふぐ加工製品取扱等届出済書(以下「届出済 書」という。)を交付すること。
- (6) 条例第16条の規定により、届出済書を書き換え、及び再交付すること。
- (7) 条例第20条第1項の規定により、ふぐ営業の廃止の届出及び認証書の返 納を受理すること。
- (8) 条例第20条第2項の規定により、ふぐ加工製品の取扱い等の廃止の届出 及び届出済書の返納を受理すること。
- (9) 条例第21条第1項の規定により、必要な報告を求め、及び当該職員をし て条例第8条の規定により認証を受けた営業の施設(以下「認証施設」と いう。)、ふぐ加工製品の取扱い等をする施設その他の場所の立入検査を させること。
- の地位 | 10 条例第22条の2第2項の規定により、営業者又はふぐ加工製品取扱者の 地位の承継の届出を受理すること。
 - (11) 条例第23条第1項の規定により、必要な措置をとることを命じ、認証を 取り消し、及び業務の停止を命ずること。
 - (12) 条例第23条第3項の規定により、必要な措置をとることを命じ、及び業 務の停止を命ずること。

(条例第2条第6号に規定する規則で定めるふぐ加工製品)

第1条の2 条例第2条第6号に規定する規則で定めるふぐ加工製品は、ふぐ 塩蔵品、ふぐ乾製品、ふぐ調味加工品、ふぐ薫製品及びふぐ総菜とする。

第2条 (略)

新

(試験の科目)

第3条 (略)

- 2 学科試験は、次の科目について行う。
- (1) 水産食品の衛生に関する知識
- (2) <u>ふぐ</u>に関する一般知識
- (3) 条例及びこの規則に関すること。

(略)

(受験の手続)

第4条 試験を受けようとする者は、ふぐ包丁師試験受験願書(第1号様式。 以下「受験願書」という。)に写真(出願前6月以内に撮影した正面向き、 無帽、上半身像、無背景で縦4.5センチメートル、横3.5センチメートルのも の) 2枚を添えて知事に提出しなければならない。

第5条・第6条 (略)

(免許の申請)

- 第7条 条例第4条の規定により、ふぐ包丁師の免許を受けようとする者は、 ふぐ包丁師免許申請書(第5号様式)に次に掲げる書類を添えて、知事に提 出しなければならない。
- (1) 前条の合格証書の写し又は条例第4条第2号の他の都道府県知事等の免 許等を受けていることを証する書類の写し及び知事が適当と認める試験に 合格したことを証する書類

(2) • (3) (略)

(4) 写真2枚(申請前6月以内に撮影した正面向き、無帽、上半身像、無背 景で縦4.5センチメートル、横3.5センチメートルの写真で、その裏面に氏 名及び撮影年月日を記入したもの。第9条第1項において同じ。)

(削除)

第8条~第11条 (略)

(認証書の書換え及び再交付申請)

|第12条 条例第9条第3項の規定により認証書の書換え又は再交付を受けよう||第12条 条例第9条第3項の規定により認証書の書換え又は再交付を受けよう とする者は、ふぐ営業認証書書換え(再交付)申請書(第12号様式)を当該 とする者は、ふぐ営業認証書書換え(再交付)申請書(第12号様式)を当該 書換え又は再交付の申請の理由となる事実が発生した日(亡失による再交付 書換え又は再交付の申請の理由となる事実が発生した日(亡失による再交付 の申請の場合にあつては、その事実を知つた日)から15日以内に認証施設の □ の申請の場合にあつては、その事実を知つた日)から15日以内に認証施設の

(試験の科目)

第3条 (略)

- 2 学科試験は、次の科目について行う。
- (1) 公衆衛生
- (2) 栄養及び調理理論
- (3) ふぐに関する知識
- (4) 衛生法規

3 (略)

(受験の手続)

|第4条||試験を受けようとする者は、ふぐ包丁師試験受験願書(第1号様式。 以下「受験願書」という。)に写真(出願前3月以内に撮影した正面向き、 無帽、上半身像、無背景で縦4.5センチメートル、横3.5センチメートルのも の) 2枚を添えて知事に提出しなければならない。

旧

第5条・第6条 (略)

(免許の申請)

- 第7条 条例第4条の規定により、ふぐ包丁師の免許を受けようとする者は、 ふぐ包丁師免許申請書(第5号様式)に次に掲げる書類を添えて、知事に提 出しなければならない。
- (1) 前条の合格証書の写し又は別表に掲げる都道府県の知事の発行した免許 を受けていることを証する書類の写し及びふぐの取扱いに関する試験に合 格したことを証する書類

(2) • (3) (略)

- (4) 写真2枚(申請前3月以内に撮影した正面向き、無帽、上半身像、無背 景で縦4.5センチメートル、横3.5センチメートルの写真で、その裏面に氏 名及び撮影年月日を記入したもの。第9条第1項において同じ。)
- 2 条例第4条第2号の規定により、知事が認めるふぐの取扱いに関する試験 は、別表に掲げる都道府県の知事が行う試験とする。

第8条~第11条 (略)

(認証書の書換え及び再交付申請)

新

所在地を管轄する保健福祉事務所長(認証施設が横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、藤沢市、茅ケ崎市又は寒川町の区域内にある場合にあつては、知事。第3項及び第17条において同じ。)に提出しなければならない。

2·3 (略)

(知事が衛生上必要と認める事項)

第13条 条例第14条第1項第3号に規定する知事が衛生上必要と認める事項 は、次に掲げる事項とする。

- (1) ふぐを凍結する場合は急速に行うこととし、その保管は摂氏零下18度以下の低温下で行うこと。
- (2) ふぐを解凍する場合は、流水等を用いて迅速に行うこと。
- (3) ふぐを解凍した後は直ちにふぐの処理をすることとし、再度の凍結は行わないこと。

(削除)

(削除)

(削除)

旧

所在地を管轄する保健福祉事務所長(認証施設が横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、藤沢市、茅ケ崎市又は寒川町の区域内にある場合にあつては、知事。第3項及び<u>第22条の2</u>において同じ。)に提出しなければならない。

2 • 3 (略)

(ふぐ加工製品の取扱い等の届出等)

第13条 条例第14条の規定により、業としてふぐ加工製品の取扱い等をしようとする者は、ふぐ加工製品取扱等届(第13号様式)をふぐ加工製品の取扱い等をしようとする施設の所在地を管轄する保健福祉事務所長(当該施設が横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、藤沢市、茅ケ崎市又は寒川町の区域内にある場合にあつては、知事。次項において同じ。)に届け出なければならない。

2 前項の届出があつたときは、当該保健福祉事務所長は、ふぐ加工製品取扱 者台帳(第14号様式)に記載するものとする。

第14条 削除

(届出済書)

第15条 条例第15条に規定する届出済書は、第15号様式とする。 (届出済書の書換え及び再交付申請)

- 第16条 条例第16条の規定により届出済書の書換え又は再交付を受けようとする者は、ふぐ加工製品取扱等届出済書書換え(再交付)申請書(第16号様式)を当該書換え又は再交付の申請の理由となる事実が発生した日(亡失による再交付の申請の場合にあつては、その事実を知つた日)から15日以内に条例第14条の規定により届け出たふぐ加工製品の取扱い等をする施設(以下「届出施設」という。)の所在地を管轄する保健福祉事務所長(届出施設が横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、藤沢市、茅ケ崎市又は寒川町の区域内にある場合にあつては、知事。次項及び第22条の2において同じ。)に提出しなければならない。
- 2 前項の申請が届出済書の記載事項の変更に係るときは、その事実を証明する書類を添付しなければならない。

新	旧
	3 届出済書を亡失した者が、届出済書の再交付を受けた後、失つた届出済書
	を発見したときは、速やかに当該届出済書を届出施設の所在地を管轄する保
	健福祉事務所長に返納しなければならない。
(削除)	(ふぐ加工製品に係る表示事項)
	第17条 条例第17条第2号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項と
	<u> </u>
	(1) ふぐの内臓を除去し、皮を剥いだものにあつては、「神奈川県条例に基
	<u>づくふぐの処理済」の文字</u> (2) 精巣にあつては、精巣である旨
(削除)	(ふぐ加工製品に係る記録の保存)
(出址本)	第18条 条例第18条第4項に規定する記録の保存期間は、ふぐ加工製品の取扱
	い等をするものの消費期限、賞味期限等を勘案して合理的であると認められ
	る範囲内において定めなければならない。
	2 条例第18条第4項第4号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項
	とする。
	(1) 当該ふぐ加工製品の原材料であるふぐが調理され、又は加工された年月
	日、ロット番号その他の当該ふぐ加工製品に係るロットが特定できる事項
	(2) 当該ふぐ加工製品の原材料であるふぐの種類
(死亡又は <u>失踪</u> の届)	(死亡又は <u>失そう</u> の届)
<u>第14条</u> 条例 <u>第15条第1項</u> の規定による届出は、 <u>ふぐ包丁師死亡(失踪)届(第</u> 10日は、10日は大いによるよりによる。	
<u>13号様式)</u> によるものとする。 (ふぐ営業の廃止届)	<u>(第18号様式)</u> によるものとする。 (ふぐ営業の廃止届)
(ふく呂栗の廃止畑) 第15条 条例第16条第1項の規定による届出は、ふぐ営業廃止届(第14号様式)	
<u>第10未</u>	によるものとする。
(削除)	(ふぐ加工製品の取扱い等の廃止届)
	第21条 条例第20条第2項の規定による届出は、ふぐ加工製品取扱等廃止届(第
	20号様式) によるものとする。
(当該職員)	(当該職員)
第16条 条例第17条に規定する当該職員は、法第30条第1項に規定する食品衛	第22条 条例第21条に規定する当該職員は、法第30条第1項に規定する食品衛
生監視員とし、その身分を示す証票は、食品衛生法に基づく都道府県等食品	
衛生監視指導計画等に関する命令(平成21年内閣府・厚生労働省令第7号)	衛生監視指導計画等に関する命令(平成21年内閣府・厚生労働省令第7号)
に定める食品衛生監視員の証とする。	に定める食品衛生監視員の証とする。
(営業者の地位の承継の届出)	(営業者 <u>又はふぐ加工製品取扱者</u> の地位の承継の届出)

第17条 条例第19条第2項の規定による営業者 位の承継の届出は、承継届(第15号様式)に次の各号に掲げる場合の区分に 応じ、当該各号に掲げる書類を添えて認証施設 の所在地を管

轄する保健福祉事務所長に提出しなければならない。

- (1) 営業 の譲渡による承継の場合 認証書 及び営業 の譲渡が行われたことを証明する書類
- (2) 相続による承継の場合 認証書 、戸籍謄本又は不動産登記 規則(平成17年法務省令第18号)第247条第5項の規定により交付を受けた 同条第1項に規定する法定相続情報一覧図の写し及び相続人が2人以上あ る場合において、その全員の同意により営業者 地位を承継すべき相続人として選定された者にあつては、その全員の同意 書
- (3) 合併による承継の場合 認証書 及び合併後存続する法人又| は合併により設立された法人の登記事項証明書
- (4) 分割による承継の場合 認証書 、当該営業を承継した法人 の登記事項証明書及び当該営業を承継したことを証明する書類 (適用除外となる場合)
- <mark>第18条 条例第24条</mark>に規定する知事が特に認めた場合とは、ふぐ包丁師が直接 <mark>第23条 条例第26条に規定する知事が特に認めた場合とは、ふぐ包丁師が直接</mark> 指導を行うふぐ取扱いの技術講習会(以下「講習会」という。)とする。
- するふぐ包丁師の免許証の写しを添えて当該講習会の実施の日の7日前まで に知事に提出しなければならない。

第19条 (略)

(削除)

旧

の地 第22条の 2 条例第22条の 2 第 2 項の規定による営業者又はふぐ加工製品取扱 者の地位の承継の届出は、承継届(第20号様式の2)に次の各号に掲げる場 合の区分に応じ、当該各号に掲げる書類を添えて認証施設又は届出施設の所 在地を管轄する保健福祉事務所長に提出しなければならない。

- (1) 営業又は業の譲渡による承継の場合 認証書又は届出済書及び営業又は 業の譲渡が行われたことを証明する書類
- (2) 相続による承継の場合 認証書又は届出済書、戸籍謄本又は不動産登記 規則(平成17年法務省令第18号)第247条第5項の規定により交付を受けた 同条第1項に規定する法定相続情報一覧図の写し及び相続人が2人以上あ る場合において、その全員の同意により営業者又はふぐ加工製品取扱者の 地位を承継すべき相続人として選定された者にあつては、その全員の同意 書
- (3) 合併による承継の場合 認証書又は届出済書及び合併後存続する法人又 は合併により設立された法人の登記事項証明書
- (4) 分割による承継の場合 認証書又は届出済書、当該営業を承継した法人 の登記事項証明書及び当該営業を承継したことを証明する書類 (適用除外となる場合)

指導を行うふぐ取扱いの技術講習会(以下「講習会」という。)とする。

2 講習会を行う者は、ふぐの取扱い技術講習会開催届(<mark>第16号様式</mark>)に指導 2 講習会を行う者は、ふぐの取扱い技術講習会開催届(第21号様式)に指導 するふぐ包丁師の免許証の写しを添えて当該講習会の実施の日の7日前まで に知事に提出しなければならない。

第24条 (略)

別表(第7条関係)

千葉県、埼玉県、東京都、富山県、石川県、静岡県、愛知県、滋賀県、京都府、 奈良県、鳥取県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、熊本県 宮崎県、鹿児島県

旧

第1号様式(第4条関係)(用紙 縦19.7センチメートル 横21センチメート 第1号様式(第4条関係)(用紙 縦19.7センチメートル 横21センチメート ル)

ふぐ包丁師試験受験願書

受験番号 ※

月 日

神奈川県知事殿

ふぐ包丁師試験を受験したいので出願します。

ふりがな			性 別		0.5
氏 名			男 女		3.5cm → 写 真 出願前 <u>6月</u> 以
生年月日		年	月 日	4. 5c	内に撮影した m 正面向き、無 帽、上半身像、
現住所	(〒 −)				無背景のもの
電話番号	()	_			年 月 撮影

※ 審	※ 神 新 斯 貼	
查	奈 川	
済	県付収け	
印	入 証 欄	

備考 ※印の欄は記入しないでください。

ふぐ包丁師試験受験願書

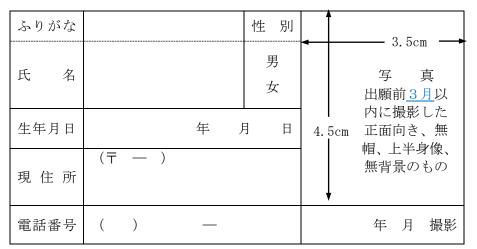
受験番号 ※

年 月 日

神奈川県知事殿

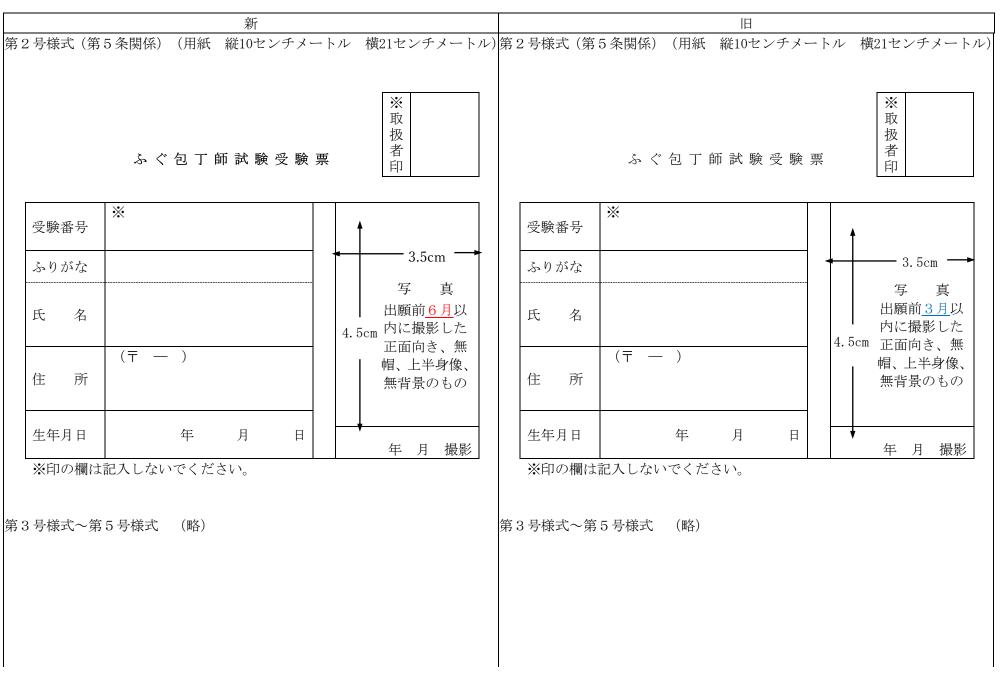
ル)

ふぐ包丁師試験を受験したいので出願します。



※ 審	※ 神紙 奈貼	
查		
済	原収 け	
印	証欄	

備考 ※印の欄は記入しないでください。



, 6	新 6号様式(第8条関係)(用紙 日本産業規格A4横長型)							第6	号様	式((第8	条関係	系)	(月]紙	日	旧本産	業規	格』	4 4	横長	型)												
				ふ	ぐ	包	丁	自	币	名	簿									,	ふ	ぐ	Ę	IJ,	丁	師	名		簿					
	氏	名				生年	三月日			年	月	日	写	真			氏	;	名					生	年月	日	4	年	月	日	写	真		
	田姓 通 税	下 名															合番	·格証 :	E書 号	第	号		合格年月		名簿	登載	4	年	月	日			•	
	合格:	<u>証</u> 書 号	第	号	合 登	格者載年	音名 第 F月 1) 日 		年	月	日					免	許番	号	第	号	<u>;</u>	登:	録	年月	月日	4	年	月	日				
	免許	番号	第	号	登	録年	F月	∃		年	月	日					住		所															
													備	考																	備	考		
	記	事															言	ı	事															
	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	•																fil.	1	尹														
7	号様式~	~第1	2号様	式	(略)											第 7	号様	式~	第12	2号様3	弌	(略	<u>\$</u>)											

	新	旧
(削除)		第13号様式(第13条関係)(用紙 日本産業規格A4縦長型)
		ふぐ加工製品取扱等届
		<u> </u>
		<u>神奈川県知事</u> <u>殿</u>
		<u>(神奈川県</u> 保健福祉事務所長)
		Maria Ma
		<u>住</u> <u>所</u> (<u>法人にあつては、主たる</u>)
		<u>氏</u> 名 事務所の所在地、名称及
		生年月日 び代表者の氏名
		<u>電話番号 () — — — — — — — — — — — — — — — — — —</u>
		神奈川県ふぐ取扱い及び販売条例第14条の規定により、次のとおり業とし
		てふぐ加工製品の取扱い等をしたいので、届け出ます。
		1 ふぐ加工製品の取扱い等をしようとする施設の所在地
		2 ふぐ加工製品の取扱い等をしようとする施設の名称
		3 ふぐ加工製品の取扱い等をしようとする施設の電話番号
		4 ふぐ加工製品の取扱い等のうち、行おうとするもの(該当する番号をC
		<u>で囲んでください。)</u> (1) 調理又は加工
		(1) 調理又は加工 (2) 貯蔵
		(3) 販売

新	旧
(削除)	第14号様式(第13条関係)(用紙 日本産業規格A4横長型)
	<u>ふぐ加工製品取扱者台帳</u> <u>No.</u>
	届出年月日 年月日 届出済番号 第 号
	<u>所在地</u> <u>電話番号()</u> <u></u>
	<u>名 称</u>
	ふぐ加工製品 住所等 電話番号 () 一 取扱者 1
	<u> </u>
	<u>ふぐ加工製品の取扱</u> <u>い等の種類</u> 営業の種類
	<u>記事</u>

新	Iβ
(削除)	第15号様式(第15条関係)(用紙 日本産業規格A4縦長型)
	<u>届出済番号</u> <u>第</u> <u>号</u>
	ふぐ加工製品取扱等届出済書
	<u>氏 名 (法人にあつては、名称)</u>
	<u>年</u> <u>月</u> <u>日</u>
	神奈川県知事
	<u>(神奈川県</u> 保健福祉事務所長)
	届出施設の名称
	届出施設の所在地
	見川さわれた グ加工制 日の時報 いめは マイ
	届出されたふぐ加工製品の取扱い等は、 です。 有毒部位の除去等がされていないふぐは、取り扱うことができません。
	<u>有毎部位の係去等がされていないかくは、取り扱うことができません。</u>
1	1/17

穿	fi III
(削除)	第16号様式(第16条関係)(用紙 日本産業規格A4縦長型)
	ふぐ加工製品取扱等届出済書書換え(再交付)申請書
	<u>年</u> 月 <u>日</u>
	<u>神奈川県知事</u> <u>殿</u>
	<u>(神奈川県</u> 保健福祉事務所長)
	<u>届出者</u> <u>郵便番号</u>
	<u>住</u> <u>所</u> (<u>法人にあつては、主たる</u>)
	<u>氏</u> 名 事務所の所在地、名称及
	生年月日
	<u>電話番号 () — — — — — — — — — — — — — — — — — —</u>
	次のとおり、ふぐ加工製品取扱等届出済書の書換え(再交付)を申請し
	- <u>す。</u>
	<u>1</u> <u>届出施設の所在地</u>
	2 届出施設の名称
	3 届出済番号及び届出年月日
	<u>年</u> 月 <u>4</u> 書換 え(再交付)申請の理由
	4 書換え(再交付)申請の理由 5 書換え事項
	<u>6</u> 書換え(再交付)申請の理由となる事実の発生年月日
	(亡失による再交付申請の場合にあつては、その事実を知つた日)
	<u>年</u> 月
	12/17

旧 (削除) 第17号様式 削除 第13号様式(第14条関係)(用紙 日本産業規格A4縦長型) 第18号様式(第19条関係)(用紙 日本産業規格A4縦長型) ふぐ包丁師死亡(失踪)届 ふぐ包丁師死亡(失そう)届 年 月 月 日 日 神奈川県知事殿 神奈川県知事殿 届出者 郵便番号 届出者 郵便番号 住 住 所 所 氏 名 氏 名 年 月 日生 年 月 日生 電話番号 () 一 電話番号 () 一 次のとおり、ふぐ包丁師が死亡(失踪)したのでふぐ包丁師免許証を添え 次のとおり、ふぐ包丁師が死亡(失そう)したのでふぐ包丁師免許証を添 て届け出ます。 えて届け出ます。 1 ふぐ包丁師氏名 1 ふぐ包丁師氏名 2 免許番号及び登録年月日 2 免許番号及び登録年月日 号 号 年 月 年 月 日 3 死亡(失そう)年月日 3 死亡(失踪)年月日 年 月 年 月 日 日

旧 第14号様式(第15条関係)(用紙 日本産業規格A4縦長型) 第19号様式(第20条関係)(用紙 日本産業規格A4縦長型) ふぐ営業廃止届 ふぐ営業廃止届 年 月 日 月 年 日 神奈川県知事 神奈川県知事 保健福祉事務所長) (神奈川県 保健福祉事務所長) (神奈川県 届出者 郵便番号 届出者 郵便番号 住 (法人にあつては、主たる) 住 所 (法人にあつては、主たる) 所 氏 名 事務所の所在地、名称及 氏 名 事務所の所在地、名称及 生年月日 び代表者の氏名 生年月日 び代表者の氏名 電話番号 電話番号 次のとおり、ふぐ営業を廃止したのでふぐ営業認証書を添えて届け出ます。 次のとおり、ふぐ営業を廃止したのでふぐ営業認証書を添えて届け出ます。 1 認証施設の所在地 1 認証施設の所在地 2 認証施設の名称 2 認証施設の名称 3 認証番号及び認証年月日 3 認証番号及び認証年月日 号 号 第 年 月 年 月 日 日 4 廃止年月日 4 廃止年月日 年 月 日 年 月 日

—————————————————————————————————————	旧
削除)	第20号様式(第21条関係)(用紙 日本産業規格A4縦長型)
	ふぐ加工製品取扱等廃止届
	年 且 旦
	<u>神奈川県知事</u> <u>殿</u>
	届出者 郵便番号
	住 所 (法人にあつては、主たる)
	<u>氏</u> <u>名</u> 事務所の所在地、名称及
	生年月日 (び代表者の氏名)
	<u>電話番号</u> <u>(</u> <u>)</u> ——
	次のとおり、業としてのふぐ加工製品の取扱い等を廃止したので、ふぐ
	工製品取扱等届出済書を添えて届け出ます。
	1 届出施設の所在地
	2 届出施設の名称
	3 届出済番号及び届出年月日
	<u>第</u> <u>号</u>
	<u> </u>
	<u>4</u> <u>廃止年月日</u>
	<u>年</u> <u>月</u> <u>日</u>
	15/17

新	旧							
<u>第15号様式(第17条関係)</u> (用紙 日本産業規格A4縦長型)	第20号様式の2 (第22条の2関係) (用紙 日本産業規格A4縦長型)							
承 継 届 年 月 日 神奈川県知事 殿 (神奈川県 保健福祉事務所長)	承 継 届 年 月 日 神奈川県知事 殿 (神奈川県 保健福祉事務所長)							
届出者 郵便番号 住 所 法人にあつては、主たる 氏 名 事務所の所在地、名称及 生年月日 び代表者の氏名 電話番号 () 一	届出者 郵便番号 住 所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及事務所の所在地、名称及生年月日で代表者の氏名電話番号							
次のとおり、ふぐ営業の営業者	次のとおり、ふぐ営業 <u>(ふぐ加工製品の取扱い等)</u> の営業者 <u>(ふぐ加工製</u>							
の地位をその営業の譲渡(相続、合併、分割)により承継	品取扱者)の地位をその営業 <u>又は業</u> の譲渡(相続、合併、分割)により承継							
したので、届け出ます。	したので、届け出ます。							
1 認証施設の所在地	1 認証 <u>(届出)</u> 施設の所在地							
2 認証施設の名称	2 認証 <u>(届出)</u> 施設の名称							
3 認証番号及び認証年月日	3 認証 <u>(届出済)</u> 番号及び認証 <u>(届出)</u> 年月日							
第 号	第 号							
年 月 日	年 月 日							
4 営業の譲渡をした者(被相続人)の住所及び氏名(営業	4 営業又は業の譲渡をした者(被相続人)の住所及び氏名(営業若しくは							
の譲渡をした法人、合併により消滅した法人又は分割をした法人の所在								
地、名称及び代表者の氏名)	地、名称及び代表者の氏名)							
5 営業の譲渡(相続開始、合併、分割)の年月日 年 月 日	5 営業 <u>又は業</u> の譲渡(相続開始、合併、分割)の年月日 年 月 日							

第16号様式(第18条関係)(用紙 日本産業規格A4縦長型)

ふぐの取扱い技術講習会開催届

年 月 日

神奈川県知事殿

届出者 郵便番号

住所法人にあつては、主たる氏名事務所の所在地、名称及生年月日び代表者の氏名電話番号() ー

次のとおり、ふぐの取扱い技術講習会を開催したいので届け出ます。

- 1 日時
- 2 場所
- 3 使用するふぐの量及び毒物処分方法
- 4 指導ふぐ包丁師の氏名及び免許番号
- 5 受講者人員

第21号様式(第23条関係) (用紙 日本産業規格A4縦長型)

ふぐの取扱い技術講習会開催届

年 月 日

神奈川県知事殿

届出者 郵便番号

住所法人にあつては、主たる氏名事務所の所在地、名称及生年月日び代表者の氏名電話番号() ー

次のとおり、ふぐの取扱い技術講習会を開催したいので届け出ます。

- 1 日時
- 2 場所
- 3 使用するふぐの量及び毒物処分方法
- 4 指導ふぐ包丁師の氏名及び免許番号
- 5 受講者人員